

会社設立手続きの手順

会社の商号・本店・目的を決定

登記所で商号をチェック

「不正競争防止法」という法律は存在するため会社名が同一且つその会社が同業種を営んでいないかを事前にチェックする

必要書類及び設立会社の印鑑作成

議事録や申請書を作成

出資者全員の実印と・印鑑証明 2通が必要です。

定款の作成及び認証

定款（会社のルール）を作成し、公証人の認証を受ける
定款3部作成し、公証人に1通・登記所に1通・会社保存用1通

資本の払込

資本金相当額を発起人の通帳に入金して下さい。

設立登記の申請

法務局（登記所）に登記の申請をする
登記申請を提出した日が設立日となります。